

ごみ処理広域化推進事業

銚子市内で広域ごみ焼却施設と広域最終処分場の建設を目指しています

銚子市、旭市、匝瑳市の3市で構成する東総地区広域市町村

圏事務組合では、皆さんの家庭や事業所から排出される、一般

廃棄物を処理する広域ごみ焼却施設(資源化施設も併設)と広域

最終処分場を整備する「ごみ処理広域化推進事業」を進めています。

広域ごみ焼却施設の処理方式は

「シャフト方式」に決定

広域ごみ焼却施設については、銚子市野尻町地区を建設計画地として、周辺地域の皆さんの理解が得られるよう取り組んでいます。

広域ごみ焼却施設の処理方式(焼却炉の種類)は、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会の答申に基づき、シャフト方式に決定しました。なおシャフト方式は、多種多様なごみに柔軟に対応できるとともに、発生する焼却灰を従来型方式に比べて4分の1程度の量に削減し、

最終処分場の規模を小さくすることができるとのことです。

広域最終処分場の候補地は「銚子市森戸町」を選定

広域最終処分場の候補地については、昨年3月に設置した東総地区広域最終処分場候補地選定委員会において、選定を進めてきました。組合では、同選定委員会の審議結果を受け、広域最終処分場の候補地を銚子市森戸町に選定しました。

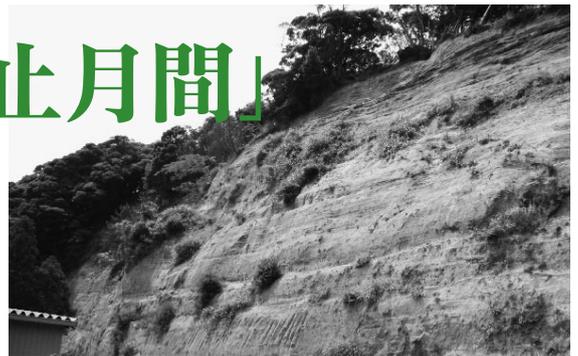
今後、組合では銚子市森戸町地区の皆さんに対して、施設の安全性などについて、理解が得られるよう努めていきます。

※くわしい内容は、東総地区広域市町村圏事務組合のホームページ(<http://www.tksj.jp/>)で見ることができます。

問い合わせ先

東総地区広域市町村圏事務組合施設整備課

☎ 0479・24・8101



6月は「土砂災害防止月間」

知識を深め、土砂災害に備えよう

近年、台風や梅雨前線による豪雨、地震などにより全国各地で土砂災害が多発し、大きな被害をもたらしています。土砂災害はいつ発生してもおかしくありません。災害から生命を守るためには、災害に対する知識を深め、日ごろから備えることが大切です。

「土砂災害警戒情報」とは

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、県と銚子地方気象台が共同で発表する防災情報が土砂災害警戒情報です。

土砂災害警戒情報は、報道機関や防災行政無線などを通じて住民の皆さんに伝えられます。また避難勧告などを発令する場合は、防災行政無線などにより伝えます。

「土砂災害警戒区域」とは

県では、土砂災害の危険度が高い場所を土砂災害警戒区域、または特別警戒区域に指定しています。市内では49か所が指定されており、県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/asahi.html>)で見ることができます。

市では「土砂災害ハザードマップ」を作製し、対象地区の世帯に配布してあります。ハザードマップは、市ホームページでも見ることができます。

崖崩れ(急傾斜地崩落)

大雨や地震により、急傾斜の崖が突然崩れ落ちる現象です。崩れた土砂は斜面の2倍に当たる距離まで届くこともあるため、逃げ遅れる人も多く、被害が大きくなります。

前兆現象

次のような現象を察知した場合は、土砂災害が直後に起こる可能性があります。直ちに安全な場所へ避難するとともに、市役所に通報してください。

- 山鳴りがする
- 斜面から水が噴き出す
- 地面にひび割れができる
- 井戸の水が濁る
- 小石がパラパラ落ちてくる

※土砂災害の多くは雨が原因で起こります。1時間に20mm以上、または降り始めから100mm以上の降雨量になったら、注意が必要です。

問い合わせ先

総務課地域安全班

☎ 62・5311